

振り込め 詐欺 にご 注意

最近県内で、自宅を訪問してキャッシュカードをだまし取り、現金を引き出すカード回収型の詐欺や、インターネットのサイト使用料金を請求する架空請求詐欺による被害が多発しています。被害に遭わないよう、十分注意してください。

※警察官や銀行員を名乗る怪しい電話があった場合は、警察や市役所にご連絡ください

問 防災安全課 内線 276

まちづくり交付金事業の

事後評価シート(案)を公表します

まちづくり交付金事業を実施した中山道太田宿地区の事後評価シート(案)を都市計画課窓口、市ホームページで公表します。

皆様のご意見を、お寄せください。

◇期 間 11月4日(水)～18日(水)

問 都市計画課 内線 255

ほかの人に迷惑を掛けていませんか？

ごみの焼却は、禁止されています

平成13年に野外での焼却が法律により禁止されましたが、いまだに家庭ごみを燃やしているという連絡があります。

ごみの野外焼却は、煙・焼却灰・悪臭などにより周囲の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシンなど有害物質の発生源になるため、わたしたちの健康や自然環境へ大きな影響を与えることにもなります。

◇「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2」により、野外焼却は法律で禁止されています。(例外行為を除く)

例外行為として、災害時の対応、宗教行為、農業行為、庭木剪定(せんてい)枝などの軽微な焼却は認められていますが、周囲の環境に悪影響を及ぼしたときは、焼却ができません。

農業行為による焼却は、法律では例外行為とされていますが、周囲の人にご理解いただけない場合は、状況により焼却を中止していただく場合があります。

法律で例外として認められている行為であっても、必要最小限にとどめ、次のようなことを行い、ほかの人に迷惑を掛けないようにしましょう。

- ・風向き、時間帯などを考え、周囲に迷惑を掛けないようにする。
- ・隣近所に声を掛け、お互いに理解ができるようにする。
- ・焼却物は、よく乾燥させ煙の発生を抑えて、焼却灰を飛散させないようにする。

問 環境課 内線 304

11月は全国青少年健全育成 強調月間です

問 生涯学習課 25・4141

～大人が変われば子どもも変わります～

多くの皆さんが、それぞれの立場で、青少年が健やかに育つための行動に積極的に取り組みましょう。

○家庭では

- ・社会のルールや生命の尊さ、人を思いやり、感謝することの大切さを教えましょう
- ・家庭の触れ合いや対話を大切にし、家庭が安らぎの場となるよう心掛けましょう
- ・子育ては一人で悩まず、周りの人に相談しましょう

○地域では

- ・よその子だからと無関心にならず、時にはしかり、時には褒めるなど声を掛けましょう
- ・子どもは大人の言動、姿勢をよく観察しています。まず、大人が手本を示しましょう
- ・地域で一体となって青少年の育成に取り組みましょう

秋季全国火災予防運動

火災の発生しやすい時季を迎えます。火の取り扱いには十分注意しましょう。

◇実施期間

11月9日(月)から15日(日)までの7日間

「消えるまで
ゆっくり火の元
にらめっ子」

◇重点目標

- ・住宅防火対策の推進
- ・放火火災、連続放火火災防止対策の推進
- ・特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- ・製品火災の発生防止に向けた取り組みの推進

問 防災安全課 内線 272